

EU指令案、バリューチェーンで人権と環境を尊重

◆欧州委、企業の人権・環境デューディリジェンスに関する指令案を採択

欧州連合（EU）の欧州委員会は2022年2月23日、「[企業の持続可能性デューディリジェンスに関する指令案](#)」を採択した。同指令案は、国際的なバリューチェーンを通じた、持続可能で責任ある企業行動を促すことを目標としており、欧州内外のグリーン移行と人権保護を前進させるとしている。

企業は、児童労働や労働者搾取などの人権面や、環境汚染や生物多様性の喪失などの環境面において、自社の活動の悪影響を特定し、必要な場合はそれらを防止、中止もしくは緩和することが義務付けられる。

デューディリジェンスに関する新ルールは、以下の通りEU域内の大規模企業と業種で適用が始まる。非EU企業の一部も対象だ。なお、中小企業は同法案の直接の対象ではないが、対象企業との取引により間接的影響が生じる可能性がある。

○EU企業（EU域内で設立された企業） 約12,800社

- ・第1グループ： 相当な規模と経済力を有するEU企業

従業員500人以上、かつ全世界での純売上高総額1億5,000万ユーロ以上

- ・第2グループ： 第1グループの両方の基準に達しないが、従業員250人以上、全世界での純売上高総額4,000万ユーロ以上で、人権、環境面でハイリスクのセクター*で活動するEU企業。（*繊維、農林水産、鉱業など）

これらの企業に対する新ルールは第1グループから2年遅れて適用される。

○EU域内で活動する非EU企業 約4,000社

上記第1グループと第2グループに匹敵する売上高を持つ企業。（従業員数の要件はない）

◆企業は、潜在的な人権・環境への悪影響の特定や対策とその公表が求められる

デューディリジェンスの内容について企業が取り組むべき事柄としては、以下の項目を挙げ、自社の事業、子会社、バリューチェーン（直接・間接に確立された取引関係）に適用されるとしている。対象企業がこれらの義務に違反した場合、加盟国が売上高に応じた罰金を科す。なお、対象となる人権・環境上の項目

は付属書で規定しており、たとえば、児童労働、労働者の権利、人種差別、森林破壊、有害廃棄物の国境を越えた移動の管理に関するバーゼル条約違反などが挙げられている。

- ・ デューディリジェンスを企業方針に統合する
- ・ 現実に生じている、もしくは潜在的な人権・環境への悪影響を特定する
- ・ 潜在的な悪影響を防止または軽減する
- ・ 実際に悪影響が発生した場合には、影響を終わらせる、または最小化する
- ・ 苦情処理手続きを確立し、維持する
- ・ 被害者や市民団体に開かれた苦情申立制度を設置する
- ・ デューディリジェンスの方針と手段の有効性を監視する
- ・ デューディリジェンスの内容を公表する

◆ 産業界からは懸念の声、指令案は今後EU理事会と欧州議会で審議

欧州ではフランス、ドイツ、オランダなど先行して人権デューディリジェンスの法制化を進める国がある一方、取り組みの遅れている国もあった。このため欧州委員会は、EUの新ルールは、企業にとっては、法的確実性と公平な競争をもたらし、消費者や投資家にとっては、透明性の向上につながるとしている。

国際労働機関（ILO）や環境団体などが賛意を示す一方、産業界からは企業負担の増加への不満の声もあがる。BusinessEurope（欧州産業連盟）は、指令案発表同日に声明を発表した。「欧州企業はデューディリジェンスに関するEUの枠組みを支持しており、多くの企業は既にそれぞれの責任を果たしている。しかし、サプライチェーンをより持続可能なものにするという目的は、企業にとり実行可能な方法で達成する必要がある、欧州企業が制御できない要因に対して一方的に責任を負わせてはならない。欧州企業が『間接的な』第三者サプライヤーや顧客を含む世界中のバリューチェーン全体を制御できることを期待するのは非現実的だ。この最適でない提案を実行可能な解決策に変えることを求める」とした。

同指令案は今後、EU理事会と欧州議会で審議され、採択された場合はEU加盟国による2年間の国内法制化の期間を経て適用が開始される。日本企業も、EU域内大企業のサプライチェーンの対象となりうる場合は対策が必要だ。【赤山英子】